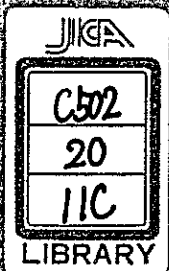


ベナン

REPUBLIC OF BENIN

任国情報

1993年



国際協力事業団
国際協力総合研修所

国際協力事業団

24813

マイクロ
フィルム作成

はしがき

この任国情報は国際協力のために赴任される専門家およびJICA役員等に、任国での生活上必要な事項についての情報を提供するものです。

本書の刊行にあたっては当該国に派遣中の専門家、JICA事務員、プロジェクト調整員、協力隊調整員とその御家族の多大な御協力を得ました。また、外務省、在外公館、その他関係機関の御好意により、貴重な資料の一部を利用させていただきました。

今後も、本書の内容を一層充実させ、常に、新しい情報の提供に努めたいと考えております。

本書が国際協力の分野で活躍される方々の参考となれば幸いです。

平成 5年 3月

国際協力事業団
国際協力総合研修所所長

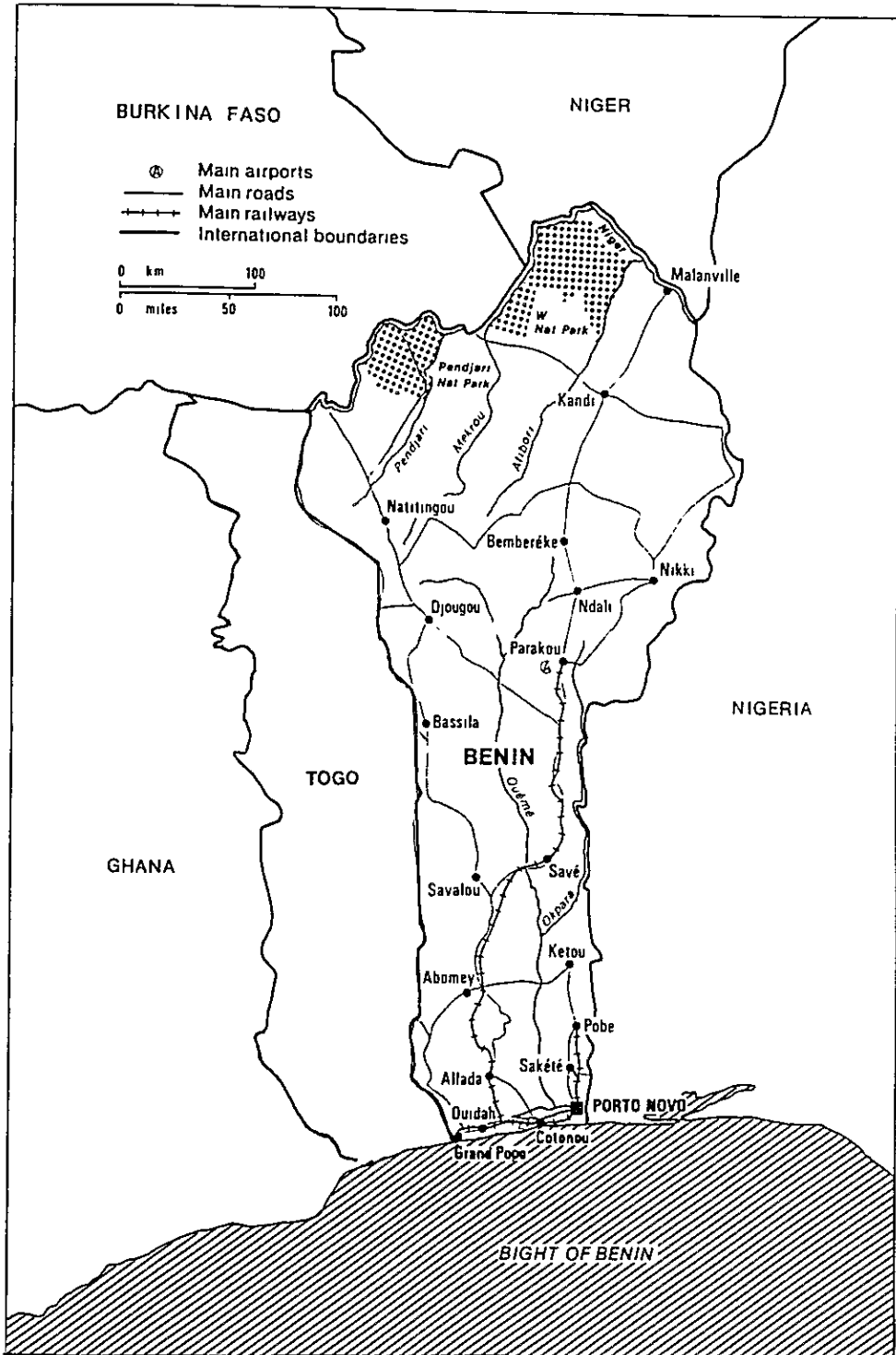
JICA LIBRARY



1103997111

24813

ベナン



目 次

I 一般事情

1. 主要指標	1
2. 略 史	3
3. 政治、外交	4
4. 経済事情	5
5. 我が国との関係	9

II 生活事情

1. 食生活	12
2. 衣 料	15
3. 住 宅	17
4. 医 療	19
5. 教 育	23
6. 家庭の使用人	25
7. 交通事情	27
8. 通 信	30
9. マスコミ	32
10. 教養、娯楽、趣味、スポーツ	33
11. その他のサービス	37
12. 観 光	38
13. 治安、緊急時の心得	39
14. 出入国手続および帰国手続	40
15. 私財の輸送、引き取り、購入	43
16. 社 交	45
17. 任国官公庁	46
18. 在外日本関係機関など	47
19. 地方都市	48

フランス語の表記に関して、アクセント記号などは省略しましたので、ご了承下さい。

I 一般事情

1. 主要指標

- 1-1 国名 ベナン共和国
Republic of Benin
- 1-2 独立 1960年 8月 1日 (旧宗主国：フランス)
- 1-3 首都 ポルト・ノボ Porto Novo
人口 20万 8,000人
- 1-4 面積 11万 2,622平方キロメートル (日本の約30%)
- 1-5 気候 南部は高温湿潤な赤道型気候で、1年を通じ長短 2回の雨季、乾季がある。北部は熱帯型気候で、雨季、乾季とも年 1回、南部に比して乾燥しており、夜間気温の低下が著しい。雨季明けにかけて、気温は45℃にも達することがある。

表1 コトヌーの平均気温・降水量表

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平均気温(℃)	27.1	27.9	28.4	28.0	27.2	26.0	25.2	25.1	25.9	26.2	27.3	27.4
降水量(ミリ)	36	51	104	134	201	338	120	22	82	164		19

- 1-6 人口 485万 5,349人 (1992年)
人口密度 1平方キロメートル当たり43.1人
人口増加率 2.94% (1979~92年年平均)
- 1-7 人種構成 フォン族、アジャ族、ヨルバ族、バリバ族など
- 1-8 言語 フランス語 (公用語)、ほかにフォン語、ヨルバ語などの部族語
- 1-9 宗教 伝統宗教68%、キリスト教17%、イスラム教15%
- 1-10 政治
- (1) 政体 共和制
- (2) 元首 ニセフォール・ソグロ大統領 (Nicephore Soglo、1991年 4月 4日就任、任期 5年)
- (3) 議会 1院制 (定員64、任期 4年)
- (4) 政党 民主再生勝利のための連合 (3党連合)
- 1-11 経済
- (1) GNP 17億 1,600万ドル (1990年)
1人当たり 360ドル (1990年)
- (2) 主要産業 農業 (キャッサバ、綿花、パームヤシ、コーヒーなど)、

- | | |
|-----------|--|
| | 石油生産 |
| (3) 貿易 | 輸出 3億 5,000万ドル (1991年概算)
輸入 5億ドル (1991年概算) |
| (4) 財政 | 歳入 572億C F Aフラン (1991年予想値、グラント含まず)
歳出 1,319億C F Aフラン (1991年予想値) |
| (5) 通貨 | 通貨単位 アフリカ金融共同体フラン (C F Aフラン)
為替相場 1ドル=9.56C F Aフラン (1992年10月末) |
| (6) 外貨準備高 | 6,490万ドル (1990年) |
| (7) 対外債務 | 12億 6,200万ドル (1990年) |
- 1-12 日本との時差

時差は 8時間で、日本の正午はベナンでは午前 4時である。

1-13 祝祭日

- | | |
|--------|-------------|
| 1月 1日 | 新年 |
| 1月16日 | Martyrs Day |
| 4月 1日 | 若人の日 |
| 4月26日 | 断食明け祭日 |
| 5月 1日 | メーデー |
| 7月 3日 | 犠牲祭 |
| 8月15日 | 聖母被昇天祭 |
| 10月26日 | 軍隊記念日 |
| 11月 1日 | 万聖節 |
| 11月30日 | ナショナルデー |
| 12月23日 | 婦人デー |
| 12月25日 | クリスマス |
| 12月31日 | 大晦日 |

2. 略 史

1960年 8月 1日、フランスから独立した。72年10月、ケレク副参謀長が独立から5回目のクーデターで政権を奪取した。74年11月、社会主義国家建設を宣言、75年12月唯一合法政党としてマルクス主義のベナン人民革命党（P R P B）を結成、国名をダオメーからベナン人民共和国に改めた。

1979年の国民革命議会選挙でP R P Bが議席を独占、80年 2月、議会はケレク議長を大統領に選出し、民政に移管した。89年 6月の議会選挙でもP R P B推薦候補が全員当選、議会は 8月ケレク大統領を 3選した。

経済の行き詰まりから1989年12月、大統領はマルクス・レーニン主義の放棄を発表、また憲法改正、党と国家の分離などを発表した。90年 2月、各界代表が参加する国民代表者会議が開催され、憲法改正を決定、ソグロを首相に選出した。12月 2日の国民投票で国名をベナン共和国と改正、複数政党制、三権分立、大統領直接選挙制などを盛り込んだ新憲法案が96%の支持を得て承認された。

3. 政治、外交

3-1 最近の政情

1991年 2月17日、複数政党制導入後初の総選挙が実施され、合法化された34政党のうち24党が候補を立てた。ソグロ首相の率いる民主再生勝利のための連合（3党連合）が64議席中11議席を獲得した。3月10日の大統領選挙では過半数を占める候補がなかったため同24日、ケレク大統領とソグロとの間で決選投票が行なわれ、ソグロが 67.73%の支持を得て圧勝した。選挙後、ソグロ大統領の義弟のピエイラ暫定首相が政府を運営していたが、大統領は 7月29日、テクノクラートを中心とする新内閣を発表、総選挙で大統領を支持した 8政党が閣僚ポストを得た。首相制は廃止された。

1992年以降、政党の統合化が活発となり、6月に最大野党連合の民主の春から34議員をとり入れたことにより、ついに64議員全員が与党員となるに至った。

非合法の主要な反政府グループは、労働組合がらみが多い。

また、学生運動がここ 2、3年活発化しており、ダオメー共産党（PCD）が影で支援していると考えられている。PCDは古くからの地下組織であり、複数政党制が解禁された後も、それに参画しない旨を伝えている。

3-2 外 交

複数政党制下で民主主義が導入され、政府外交も、従来の社会主義諸国重視外交から西側諸国への接近がみられる。

ナイジェリアとの国境紛争はトーゴの仲介で解決、1989年に国境を画定した。また、ナイジェリアは重要な貿易相手国でもあるが、新政府に対して歓迎の意を表明している。

1978年に断交したガボン、81年に断交したチャードとも89年末に復交した。77年ポリサリオ戦線を承認したことで外交関係が断絶したモロッコとの関係も、90年 6月に回復、諸外国との関係改善が進んでいる。

4. 経済事情

4-1 概 観

ベナンの主要産業は農業で、日常的食料や商品作物を供給している。またナイジェリアとの商業も重要産業のひとつで、GDPの約4分の1を占める。ただし、この交易は数値には表われないものが多い。開発計画は脆弱な国家予算から限られたものとなっており、開発資本の多くは、海外からの援助に頼っているのが現状である。

1982年より石油生産が始まっているが、生産量は多くない。(80年代半ばのピーク時で日産1万バレル) 石油生産の拡大は85年、政府が海外の取引相手サガ・ベトロリアム(ノールウェー)との契約を終了したため中断していたが、88年あらたにアシュランド・オイル(アメリカ)との契約に成功し、世銀のバックアップのもと、92年にプロジェクトが開始されている。

ベナンの経済は、商品作物価格の低迷、西アフリカ地帯の経済的停滞、ケレク前大統領下での経済政策の失敗などで遅れている。1990年の政府見通しによると、経済がある程度復興し、生産性が最低限回復するのに7~10年はかかるといわれている。

1980~90年の年実質GDP成長率は、世銀統計で2.8%である。80年代後半はGDP成長率が下落し、反対に人口増加率が増加したため、1人当たりの収入は急減した。

4-2 産 業

(1) 農 業

南部の赤道付近では、ヤシ油がとれる。生産高は、旱魃や生産者価格の低迷などからここ10年下落傾向にある。新しい灌漑施設などが建設されており、今後、増産が見込まれる。

南部は5~7月と9~12月の2回雨季がある。コーヒー、ココア、落花生、シアナッツなどがこの地方ではとれる。もっとも主要なのは綿花で、生産には海外からの援助を受けている。綿花生産は1984/85年度で8万8,098トンであったが、89/90年度には13万トンと増産傾向にある。

北部では畜産が行なわれている。

農産物の生産は気候に大きく左右される。また、生産者価格の低迷、投資の不足、ナイジェリアとの密貿易の鈍化などが農業に大きなダメージを与えている。

(2) 工 業

工業部門はGDPの約4.5%を占める。セメント・プラントなど建築材工業を除くとほとんどが農産物の加工にかかわっている。ヤシ油の生産はもっとも主要な工業であるが、ここ10年は減少傾向にある。

食用油穀物公社(SONICOG)が工場を持っており、そこで、綿花(1日最大115トン)、落花生(70トン)、シアバター(70トン)などの加工を行なっている。また同公社は、ほかに6つのヤシ油精製工場を経営している。ヤシ油生産は、1989年に1万575トンと17%程度落ち込んでいる。また、シアバター油

は 2,565トンと31%落ち込んでいる。

綿花生産は、綿花産業振興公社 (SONACO) の管轄で合計12万トン生産可能なプラントを 6ヵ所持っている。

食料、飲料、タバコ、靴、自転車、自動車組立てなどの産業は、海外からの投資によるところが大きい。半官半民の企業は、1980年には 100以上あったのが、88年には54に減少した。企業の民営化は、構造調整プログラムの一環としてなされ、91年には国営タバコ会社がロスマンス (イギリス) に身売りするなど、国営企業の切り崩しが目立っている。

4-3 財 政

表1 財政収支 (単位：10億C F Aフラン)

	1988年	1989年	1990年	1991年
歳 入	59.2	44.9	51.4	57.2
歳 出	105.7	93.9	100.1	131.9
経常支出	72.2	68.1	72.1	
資本支出・ローン	33.5	25.8	28.0	
収支 (グラント含まず)	▲46.5	▲49.0	▲48.7	▲74.7
融 資				
グラント	21.6	14.7	14.4	2.4
(純) 国内	0.6	▲0.6	▲13.1	
(純) 海外	9.9	48.6	56.3	

(注) 1988、89年は暫定値。1990、91年は予想値。

4-4 貿易、国際収支

(1) 貿 易

ナイジェリアなどとの間で、統計に表われない貿易が活発に行なわれている。

表2 貿易収支推移 (単位：10億C F Aフラン)

	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年
輸 出	34.3	24.8	35.1	30.6	34.2
輸 入	105.0	168.9	135.3	147.9	179.6
収 支	▲70.7	▲144.1	▲100.2	▲117.3	▲145.4

表3 主要貿易品目 (単位：100万ドル)

	1985年	1989年	1990年
輸 出			
燃料	66	21	25
綿花	46	66	80
輸 入			
中間財	44	58	86
食料	108	52	65
資本財	61	110	143
消費財	63	70	87
燃料・エネルギー	52	27	47

表4 主要貿易相手国

(単位：%)

輸 出	1985年	1990年	輸 入	1985年	1990年
アメリカ	0.1	21.1	フランス	20.1	23.0
ポルトガル	10.1	20.7	オランダ	7.2	8.7
イタリア	7.3	10.3	タ イ	0.6	7.3
ニジェール	2.1	7.0	コートジボアール	3.4	5.6
台 湾	0.4	4.5	アメリカ	15.9	5.3

(2) 国際収支

表5 国際収支

(単位：100万ドル)

	1985年	1986年	1987年	1988年
商品輸出	314.1	303.2	363.4	379.1
商品輸入	337.7	412.4	483.8	511.0
貿易収支	▲23.6	▲109.2	▲120.5	▲131.9
純サービス、IPD	▲75.5	▲96.7	▲117.2	▲119.8
純民間移転	31.6	43.0	50.9	51.7
純公的移転	72.1	97.3	112.8	117.2
経常収支	4.7	▲65.5	▲73.9	▲82.9
資本収支	9.1	▲16.5	44.3	▲7.7
誤差脱漏	▲43.3	10.8	▲41.6	▲7.8
総合収支	▲29.5	▲71.2	▲71.2	▲98.4

5. 我が国との関係

5-1 政治、外交

我が国は1960年 8月 1日、独立と同時にベナン（旧ダオメー）を承認し、友好協力関係を維持している。我が方は、コートジボアール日本大使館が同国を、ベナン側は、在中国ベナン大使館が我が国を兼轄している。我が国との間には貿易協定が締結されており、62年11月に発効している。

5-2 経済、貿易

我が国は、ベナンから植物性油脂、実綿などを輸入し（1991年輸入額 5万ドル、前年比26%減）、同国に鉄鋼板、オートバイ、自動車などを輸出している。（同輸出額 1,380万ドル、前年比25%増）

5-3 経済・技術協力

我が国は無償資金協力および研修員受入れを中心とした技術協力を実施している。無償資金協力については、食糧援助、食糧増産援助のほか、村落給水などの分野において協力を行なっている。また、1989年度および90年度には、構造調整努力を支援するためノンプロジェクト無償援助（合計16億円）を実施した。

表1 我が国のODA実績

（支出純額、単位：100万ドル）

暦年	贈 与			政 府 貸 付		合 計
	無償資金 協 力	技術協力	計	支出総額	支出純額	
87	3.46(92)	0.29(8)	3.75(100)	-	- (-)	3.75(100)
88	6.35(97)	0.19(3)	6.54(100)	-	- (-)	6.54(100)
89	11.42(97)	0.35(3)	11.77(100)	-	- (-)	11.77(100)
90	2.74(95)	0.15(5)	2.89(100)	-	- (-)	2.89(100)
91	11.15(96)	0.45(4)	11.60(100)	-	- (-)	11.60(100)
累計	44.03(95)	2.33(5)	46.36(100)	-	- (-)	46.36(100)

（注） カッコ内は、ODA合計に占める各形態の割合（%）。

表2 年度別・形態別実績

(単位：億円)

年度	有償資金協力	無償資金協力	技術協力
1986年度 までの 累計	なし	28.48億円 病院用医療機材供給計 画 (79年度：4.00) 地方医療施設拡充計画 (81年度：3.00) 食糧援助 (82年度：2.24) 食糧援助 (83年度：2.29) 地下水開発計画 (84年度：2.85) 食糧援助 (84年度：2.30) 食糧援助 (85年度：2.50) 食糧増産援助 (85年度：2.00) 道路整備計画 (86年度：3.30) 食糧援助 (86年度：2.00) 食糧増産援助 (86年度：2.00)	0.65億円 研修員受入れ 20人 調査団派遣 5人
1987年度	なし	8.22億円 村落開発計画(1/2期) (4.72) 食糧援助 (1.50) 食糧増産援助 (2.00)	0.49億円 研修員受入れ 6人 調査団派遣 5人

(単位：億円)

年度	有償資金協力	無償資金協力	技術協力
1988年度	なし	7.34億円 村落開発計画(2/2期) (3.29) 漁業機材整備計画 (2.95) 食糧援助 (1.10)	0.40億円 研修員受入れ 4人 機材供与 20.0百万円
1989年度	なし	11.00億円 ノンプロジェクト援助 (7.00) 食糧援助 (1.00) 食糧増産援助 (3.00)	0.22億円 研修員受入れ 9人 調査団派遣 1人
1990年度	なし	12.00億円 ノンプロジェクト援助 (9.00) 食糧援助 (1.00) 食糧増産援助 (2.00)	0.21億円 研修員受入れ 7人
1991年度	なし	9.23億円 村落給水計画 (5.73) 食糧援助 (1.00) 食糧増産援助 (2.50)	0.78億円 研修員受入れ 5人 専門家派遣 1人 調査団派遣 6人 機材供与 5.4百万円
1991年度 までの 累 計	なし	76.27億円	2.76億円 研修員受入れ 51人 専門家派遣 1人 調査団派遣 17人 機材供与 25.3百万円

(注) 1) 「年度」の区分は、予算年度による。

2) 「金額」は、無償資金協力は交換公文ベースに、技術協力はJICA経費実績ベースによる。

II 生活事情

1. 食生活

1-1 食料

(1) 一般事情

民主化の波に伴い、食料事情もずっとよくなっており、一般的なものは入手できる。構造調整計画の一環として農業の奨励に力を入れており、現地の人も食料危機などに直面することもなく、日常においては食料品の入手に苦労することはない。

日本食料品店はないが、インド人経営の小さな食料雑貨店で中国、香港、インドネシア、シンガポールなどアジア諸国製のしょうゆ、味の素、ラーメンなどを含め、春雨、ごま油、きくらげ、しいたけなどの中華食料品も買える。また日本製の真空パックの豆腐もみかける。

輸入品のチーズ、ソーセージ、ハム類もある。また、品数が少なく高品質とはいえないが、果物、野菜などもヨーロッパから空輸されており、高価ではあるが入手できる。

食料事情に関しては、コトヌーにおいてはまず問題ないと思われる。食品の衛生面については、スーパーなどで購入する限り問題はない。コトヌー市内の水道水は飲料水として飲めるくらいなので、野菜を洗えるが、念のため、生で食べるサラダ菜などは消毒液（ジャベルまたはベルガマナット）で処理して使用する。

(2) 主な食料の回り状況

米——当国産米は輸入米に押され、現在では生産されていない。市場、スーパーなどではタイ米、アメリカ米などの輸入米があり、電気釜で炊いても日本人の口に合うようである。

パン——フランスの食生活の影響か、よく皆パンを食べる。バゲット（フランスの棒パン）、また数は少ないがクロワッサン、チョコレートパンなどを製造販売している店もある。

肉・乳製品——畜産物も市場で牛、豚、羊、山羊、鶏肉などが調達できる。スーパーでは牛、豚、鶏などの輸入肉も買うことができる。冷凍品の輸入会社（ベナン人、フランス人の経営）が数軒あり、スーパーや専門店でも冷凍肉が買える。乳製品はほとんど輸入品で、パック入りまたは缶入り牛乳、粉ミルク、チーズなどはスーパーで入手できる。

野菜・果物——タマネギ、じゃがいも、にんじん、レタス、きゅうり、キャベツ、大根、ナス、ピーマン、トマト、青ネギ、いんげん豆など一部隣国からの輸入品の野菜類、それにバナナ、パイナップル、パイヤ、マンゴー、スイカなどの果物もほとんど1年中手に入り、季節により価格の変動があるだけである。

魚類——コトヌーでは、スーパー、市場で新鮮な魚が手に入る。（日本からの無償援助で入った漁船が2隻あり、刺し身にできる魚、ときにはイカ、

タコなども入手可能) 内容においては、冷凍魚(輸入品のサバ、アジ系)または淡水魚およびそれらの塩干魚などになる。

調味料——日本食の調味料は、市場またはスーパーには味の素(日本製ではない)だけがおいてある。

その他の中華料理、インド料理、西洋料理用の調味料は品数も結構揃っているようにみうけられる。

食用油——自国産の落花生油、綿実油がある。輸入物のコーン油、植物油、オリーブ油などは恒常的に入手できる。

酒——最近民営化されたビール工場があり、自国産のビールがある。そのほかにもナイジェリア、トーゴの両隣国から入っているビールもある。ハイネケンなど数種の輸入ビールも入手できる。また、輸入品のウイスキーやリキュール類も多種あり、フランス産のものがほとんどではあるがワインもいろいろ楽しめる。

飲料水——水道水は飲料水として使用できるが、濾過、煮沸した方がよい。濾過器はフランス製のものなどが入手できる。輸入品のミネラルウォーターも豊富に出ているが、一般的に当国産のミネラルウォーター(ポソトメ)を使用している。清涼飲料水も当国産と輸入品があり、品数も結構多い。

菓子——いろいろな国から輸入された雑多なビスケット、菓子類がスーパー、市場で入手できる。

(3) 食料の入手

野菜、果物、新鮮な自国産の肉・魚類はコトヌーの中心にあるガンヒ市場、輸入品の野菜、果物、肉、乳製品類は大きなスーパーで日用品雑貨とともに入手できる。主なスーパーは、Amelco Super、Benin Self Service、Mayfaire、Soditex、La Rucheなどである。

1-2 食器・調理器具など

(1) 食器・調理器具などの入手

和食器・調理器具はないが、韓国製や中国製の食器、調理器具が輸入されているので、ものによっては間に合う。西洋料理用ならばフランス製品が一式いちおう揃っている。

電気製品も、機能、品質を問わなければ必需品は入手できる。アルミ箔、ラップ類もある。

(2) 日本から持参した方がよい食器・調理器具など

和食器——茶わん、飯わん、汁わん、小鉢、どんぶり、急須、茶托、小皿

調理具——包丁(特に刺し身用など)、魚処理用うろこ落とし、すりばち、プラスチック製まな板、しゃもじ

その他——電気炊飯器、魔法瓶(電気製品は、当地では電圧が220ボルト、50ヘルツであるので、注意する必要がある)

1-3 外食

(1) 飲食店

日本レストランはない。そのほかは、表1のとおりである。(1992年9月現

在)

表1

料理の種類	店名	電話	住所
中華	バゲット・ド・オール ランデブー・ア・ホンコン	30-12-67 31-27-49	Route de Lome L'hotel de l'Union
ヴェトナム	ヌイ・ドゥ・サイゴン	31-39-38	Vonde l'Ambassade d'Allemagne
イタリア	ル・ソレント	31-57-79	Bld. Saint Michel
レバノン	オリエンタル	30-18-27	Haie Vive
インターナショナル	エーデュール・ワイス	31-27-40	Rue de Marche Ganhi
ファーストフード	ミック・マック	31-39-79	Av. Clozel
フランス	アリストクラアツ エバジオン アトランティック ラ・ペウルデュール	30-01-00 同上 31-44-97 31-31-57	Hotel Sheraton 同上 Av. Proche, Guinkomey Derriere Amelco Super

(2) その他の飲食店

ディスコはシェラトンホテル内のテケ (Teke)、町のなかにあるニューヨーク (New-York) などがある。コトヌーの中心にパン屋が2軒あり (ジュルブドールとカラベル)、スナック形式になっているので、食事もできる。

2. 衣 料

2-1 衣 料

(1) 一般事情

年間を通じて暑く、夏服でほぼ間に合う。しかしハマターンの時期(11～2月)、それに雨季は涼しくなるので、上にはおるものや、長袖の服があると便利である。また、室内ではクーラーをかけるため、冷え性の人には長袖などがある方がよいようである。

当地でも衣料品は手に入るが、サイズの問題があり、また割高になるので、特に下着などは滞在期間中に必要なだけ日本から持参するのが望ましい。

(2) 日本から持参した方がよい衣料

当地ではいろいろな輸入品が売られている。特に、フランスからの輸入品があり、男女ともどものプレタポルテの店がある。サイズの問題などがあるが、手直しもすぐできる。しかしながらサイズの合った衣料をひとつおり日本から持参し、足りない分を現地で補充していくことをすすめる。(特に暑いのでよく洗濯し、アイロンをかけるので、消耗が激しい) 子供用品に関しては、韓国、台湾、中国、タイなどからのありとあらゆるもの(日本のスーパーでもみかけるような衣料品)が、手頃な値段で入手できる。

乳幼児に関しても、ほとんどおむつから紙おむつ(フランス製)まで入手できるが、日本のおむつの方が質がよいので、日本から持参した方がよいと思う。

(3) 任国で調達した方がよい衣料

(4) その他の留意点

男性の背広は、夏物が1、2着あれば十分である。スポーツ用の衣料品はサイズの合ったものを日本から持参した方がよい。

2-2 礼 装

(1) パーティ

男性はスーツ、女性はフォーマルなワンピースを着用する。(ただし、一般的には招待状に服装の形式が記載されている)

(2) 式典

現地も含め、あらゆる式典用にダークスーツ(濃紺など)1着あれば間に合う。戸外で行なわれる式典などは暑く、長時間にわたることもあるので、女性は綿などのワンピースをフォーマル用として持参した方がよい。

(3) その他の冠婚葬祭

(4) その他の留意点

2-3 洗濯、仕立て、修繕、保管

(1) 洗 濯

コトヌーに3店以上のドライクリーニング店があり、水洗い、ドライとも可能である。

(2) 仕立て、修繕

仕立ては男女・子供用もふだん着程度なら比較的安価でできる。修繕も同様に仕立屋でやってもらえる。

(3) 保 管

湿気が多いので、日本同様に防虫、防かびなどが必要である。防虫剤は当地でも購入できる。

3. 住 宅

3-1 住宅事情

(1) 一般事情

一流ホテルとしてシェラトンホテルがあり、それに続いてフランス系のホテルアレジョ (Plm. Alejo) がある。国営だったホテルも民営化された。二流として南十字星ホテル、ホテル・ドゥ・ポー、それにホテル・ドゥ・ラ・ブラージュがある。

民主化以来、外国人が増えており、適当な家を見つけるのは結構たいへんである。一戸建ての家で標準 6LKくらいで、家賃は選択地区によって差があるが、だいたい年間 300万～420万 CFAフランである。

(2) ホテル事情

業務出張者が通常使用するのは、シェラトンホテルまたはホテルアレジョである。

表1 日本人がよく利用するホテル (1992年 9月現在) (単位: CFAフラン)

ホテル名	電話	住所	料金
シェラトンホテル	30-01-00	Bld. de la Marina (空港近く)	S 40,400～128,600 D 40,400～128,600
ホテルアレジョ	33-05-61	Route de Porto-	S 19,000～59,000
	33-11-58	Novo	D 22,000～62,000
南十字星ホテル	30-09-54	Bld. de la Marina	S 11,000～25,000
	(FAX)30-02-18		D 13,500～27,500
ホテル・ドゥ・ポー	31-44-43	Bld. de la Marina	S 13,230～23,010
	31-44-44		D 15,880～27,615
ホテル・ドゥ・ラ・ブラージュ	31-25-60	漁港の近く	S 7,100～13,600
	31-25-61		D 9,500～15,900

(3) 住宅の探し方

住宅探しをアルバイトとしている仲介人がたくさんいるので、彼らの口コミで家を見つけたり、不動産屋に依頼する場合もある。不動産屋もコトヌーに 5、6店あるが、主なものは以下のとおりである。

Golf Immobilier c/165 Av. Mgr. Steinmetz

Benin Immobilier c/964 Place de l'Etoile Ronge

(4) 住宅の選定上の留意点

コトヌー市内には、空港近くにココティエ高級住宅街、町の中心よりにゾーン・レジィデェンシャル、それから中心街を抜けてポルト・ノボ途上路にカルチェ・JAKがある。ほとんどが一戸建てで、電話がついている場合とついて

いない場合がある。ついていない場合でも電話架設を申請すれば、地区によって時間のかかり方が異なるが、回線をもらえる。

自家用車庫はほとんどの家についている。

(5) 住宅の契約

住宅の契約は家主によって条件が異なる。直接家主と契約を結ぶ場合と、家主の公証代理人と契約を結ぶ場合とがある。不動産屋が介入していれば、その仲介のもとに家主と契約を結ぶ。

通常は 1年契約で、1年ごとに更新できるものとする。3ヵ月間の家賃の前払いと、3ヵ月間の保証・担保金を契約時に必要とする。契約期間終了の予告は、通常 3ヵ月前までに文書によって通知する。

(6) 電気、ガス、水道などの手続と管理

電気、水道は入居前に水道電気会社 (S B E E) に行き、メーターの申請をして、保証・担保金を払う必要がある。電気、水道代は 1ヵ月ごとにメーターをチェックにくる時に、請求書をおいていく。

電話料金の支払いは、2ヵ月ごとに請求書が私書箱に郵送されてくるので、請求書を持って郵便局の電信電話部門の窓口で払うこと。期限内に支払わないと回線を切られ、回線をつけてもらうのに罰金として 3,500 C F A フランを払わなければならない。

(7) その他

4. 医療

4-1 赴任前の準備

(1) 予防接種

入国に必要な予防接種は黄熱病のみ（2歳以上）であるが、赴任までの期間が許す限り、破傷風、狂犬病、A型肝炎も受けておくと安心である。

新生児に関しては、BCG、ポリオ、3種混合で十分である。接種月齢に達していない場合、無理に受けさせずに赴任時期を遅らせるか、コトヌーでもユニセフなどの管轄内のところで3種混合の予防接種を受けられる。

(2) その他の準備

4-2 医療事情

(1) 医療機関

ポリクリニック・ココティエ（一般総合クリニック）

Au Canefoun de Cadjehoun TEL 30-14-20

クリニック・ボニー（一般総合クリニック）

Route de Porto-Novo TEL 33-14-37、33-06-40

センター・クリニック・マウナ（産婦人科クリニック）

Piste d'Amelco TEL 30-14-35

Dr. Brunet-Apithy（一般内科・熱帯病）

Zone Residentielle TEL 31-35-26 自宅 33-04-13（応診可）

(2) 緊急時の対応と措置

当国で、場合によっては緊急時の対応がむずかしい時は、緊急時の措置として、エア・アンビュランス、または定期旅客便にてパリへ移送される。フランスの保険会社のヨーロッパ・アシスタンスの代理店があり、即座に適切な処置をとってもらえる。

4-3 医薬品など

(1) 携行することが望ましい医薬品

一般家庭常備薬、また持病のある人はその薬を持参すること。

(2) 任国で調達できる医薬品

ほとんどの医薬品類がヨーロッパから、特にフランスから輸入されており、処方せんを持って行けば薬局で購入できる。

(3) 任国で調達できる衛生用品

生理用品、ナプキン類はフランスやイタリアから良質なものが輸入されているが、日本製のものには売られていない。慣れたものを使用したい場合は、持参した方がよい。

ガーゼ、脱脂綿、避妊具、綿棒、紙おむつ、ハミガキ粉、殺虫剤なども手に入る。

そのほか中国製の蚊取線香が出回っているが、日本製の方が望ましいと思えば、持参した方がよい。

(4) 医薬品を使用する場合の留意点

当国は医薬分業のシステムであり、通常は医師の処方せんを持って薬局で購

入し、治療を受ける。しかし、マラリア予防のための薬などは、処方せんなしでも薬品名をいえば薬局で売ってくれる。薬局は厚生省の管轄下にあるので、ほとんど問題はないが、特に保存条件のきびしい薬品（予防接種薬など）は設備の整った薬局で購入すること。念のため薬品の製造年月日も確認すること。

服用にあたっては説明書を読むことはもちろん、医師の指示どおりに服用すること。特に、薬によっては同時にほかの薬と服用できないものもある。何か副作用やトラブルが起きた場合のために、薬品名、服用量、時間、頻度などを必ず記録しておくこと。

4-4 妊娠、出産、育児

(1) 妊娠した場合の対応

フランス人女医の経営する産婦人科クリニックがあり、経過をみていくうえでは問題はない。万一の場合でも大学総合病院のなかに産婦人科部門があり、緊急事態に対する処置は可能である。しかしながら初産などのケースで精神的不安などの問題がある場合は、安定期を待って帰国、出産することが望ましい。

(2) 出産後の対応

母子検診は個人病院または上記のクリニックなどで定期的に受けることができる。予防接種は各病院でも受けられる。または医師の処方せんのもとに薬局で買った予防接種薬品を持参すれば、個人クリニックでいつでも受けられる。

(3) 育児

育児用品はフランス製または韓国製、タイ製、中国製のものがあるが、種類が日本ほど多くなく、値段も高くなるので、必要と思われるものは日本から持参すること。特におもちゃは市場やフランス製品の輸入専門店に行けば、いろいろなものが入手できる。

メイドの選択に気をつけ、衛生面については、最初からよく教育することが必要である。

洗濯は必ずアイロンをかける。特におむつなどの下着類は強くアイロンをかけさせること。室温の調節と皮膚の清潔に気をつけ、あせも、虫さされなどにも注意する。

日中はどうしても家のなかで遊ぶことが多いので、夕方少し涼しくなったら散歩に連れて出たり、庭で遊ばせたりして、なるべく外の空気に触れさせるように心がける。

4-5 手術

(1) 任国で可能な手術

盲腸などの緊急を要する手術は個人クリニックで可能ではあるが、信頼できる医療機関が少ないため、できるだけヨーロッパまたは日本にて受けることを頭に入れておいた方がよい。

(2) 手術設備の状況

大学病院または個人クリニックがいちおうの手術設備を備えてはいるが、十分とはいえず、また諸感染の心配もある。

(3) その他の留意点

4-6 任国でよくかかる傷病

(1) 一般の疾病

腹痛、下痢——赴任直後、たびたびアメーバ菌の一種などの細菌性の下痢などになるほか、冷たいものやアルコールの飲み過ぎなど不規則な生活による疲れなどから、抵抗力が落ち、下痢を起こすこともあるので、生活全般に注意する必要がある。

かぜ——気温の変化のある雨季（年により雨季のシーズンが変わっているが）、それにハマターン（砂ぼこりを伴う北部からの季節風）には鼻かぜやのどの痛みを伴うかぜにかかりやすい。特に幼児などは、かぜからくる中耳炎なども起こしやすいので注意すること。

(2) 風土病・伝染病

マラリア——当地ではマラリアは主に熱帯熱マラリアである。最近ではクロキン耐性のマラリアもあり、新薬が出ている。マラリアにかかった場合は即座に医師にみてもらい、適切な治療を受けること。

マラリア予防は第一に蚊に刺されないこと。それに予防薬を定期的に服用すること。マラリア予防薬は小児用を含めて、当地で購入できる。

A型肝炎——食物、水を介して感染するものである。当地で外食する場合は特に注意が必要である。疲労やアルコールの飲み過ぎなどが誘因となって発病するので、規則的な生活と適度な休養を心がけたい。

B型肝炎——食物または水を介して感染する場合と、輸血などの血液、性行為を介して感染する場合とがある。できるだけB型肝炎の予防接種をすすめる。

細菌性下痢症——細菌性赤痢、アメーバ赤痢、コレラ、腸チフスなどがある。ほとんど経口感染なので、手洗い、調理に気をつけること。特に外食の際は生野菜に注意すること。腸チフスはマラリアと似たような症状を示す。できたら腸チフスの予防接種を受けることをすすめる。

性病——エイズ、淋病、梅毒などが非常に多い。

その他——アフリカで生活する場合には、定期的に虫下しを服用することが必要である。（幼児、子供の場合は3ヵ月に1回、大人の場合は1年に1回）フランスから輸入されている虫下し薬があり、処方せんなしでも薬局で購入できる。

(3) 有害動物、病害虫

コトヌー市内でもたまに庭などにヘビが生息する場合もある。蚊、アリ、ゴキブリ、ダニ、ネズミが多いので駆除に努めること。

4-7 保健衛生

(1) 飲料水

コトヌー市内の水道水は飲料水として使用できるが、念のために煮沸後濾過して使用することをすすめる。当国産のミネラルウォーター（ポソトメ）もあり、市販のミネラルウォーターは安心である。

(2) 濾過器の入手法

高価ではあるが、当地にてフランス製やヨーロッパ製の濾過器が入手できる。日本から持参する場合は、交換用スペアを含めて持参のこと。

(3) その他の留意点

西アフリカでいちばん気をつけなければならないのは、マラリアである。したがって、できるだけ蚊の退治をし、特に家中の窓に網などを張って蚊の侵入を防ぐこと。また、就寝時は蚊帳を使用するのが最良である。(品質、機能は劣るが現地製手作り品の入手は可能)

また、アルコールの飲み過ぎに特に注意すべきである。特に保健衛生に留意し、日頃から規則正しい生活をし、十分に休養をとる。なるべく疲れを残さないようにし、適度なスポーツをするように心がける。当地にある豊富な果物をたくさん食べ、ビタミン摂取に努める。サラダなど生で食べるものは消毒液を使用して洗うこと。

5. 教 育

5-1 教育事情

(1) 一般事情

家族を伴って赴任する場合、子供の教育がひとつの問題となる。日本人学校はなく、インターナショナルスクールとしてフランス人学校（幼稚園から高校まで）とアメリカンスクール（幼稚園から小学校まで）があるだけである。したがって、通信教育を考えなければならない。

(2) 日本人学校

(3) 現地校、外国人学校

フランス人学校 (Etablissement Francais d'Enseignement Montaigne)

住所 Bld. de la Marina (シェラトンホテルの前)

電話 30-17-28、30-04-86

学期 9～6月、3学期制度

フランス国籍を有する子女が優先で、席があれば外国人の子女も入学できる。

Brillant Stars (英語のインターナショナルスクール)

住所 Rue de Camp Guezo (アメリカ大使館の近く)

年齢 3～13歳 (幼稚園から小学校)

学期 9～6月、3学期制度

Lapins Bleus (フランス人経営による私立学校)

住所 Cocotiers

電話 30-14-85

年齢 3～12歳 (幼稚園から小学校)

学期 9～6月、3学期制度

(4) 幼稚園

国連クラブ保育園

住所 南十字星ホテル横

年齢 2～6歳

5-2 入学手続および授業料

(1) 日本人学校

(2) 現地校、外国人学校

フランス人学校

入学金 10万 C F A フラン (ただし学校をやめる前に返納してくれる)

授業料 (フランス国籍を保持しない外国人の場合)

幼稚園 47万 1,000 C F A フラン (年間)

小学校 50万 7,000 C F A フラン (年間)

中学校 66万 5,000 C F A フラン (年間)

高校 77万 1,000 C F A フラン (年間)

Brillant Stars

授業料 フランス人学校並み

Lapins Bleus

授業料 フランス人学校並み

(3) 幼稚園

国連クラブ保育園

園料 1万 8,000 C F Aフラン (月額)

5-3 教育関係施設

(1) 図書館

フランス文化センター、アメリカ文化センター、または中国文化センターのなかに図書館があり、一般に公開されている。フランス文化センターの場合は、メンバーカード (1年間有効) を購入すれば持ち出しもできる。

(2) スポーツ施設

シェラトンホテル、ホテルアレジョ、エルドラドなどにテニスコートやプールがある。

ゴルフはシェラトンホテル、ホテルアレジョに施設があり、誰でも利用できる。

5-4 家庭学習

(1) 家庭教師

現地教師、外国人教師を雇い、フランス語、英語、スペイン語、ドイツ語などを習うことができる。

(2) 通信教育

赴任前に日本で手続をすませる。通信学習の教材は、直接ペナンに送付してもらえる。教科書は年 2回、アビジャンの日本大使館から受け取れる。しかしながら、できるだけ昼間通学させて、学校にとけこませることをすすめる。

(3) 携行した方がよい家庭用学習教材

通信学習をやっている場合は、あまり参考書など必要ないが、ホームテスト、ドリルくらいは最低持っていた方がよい。国語辞典などは日本から持参すること。

6. 家庭の使用人

6-1 一般事情

ほとんどの外国人は使用人を雇っている。通常、信用のおける人の紹介または誰かから推薦してもらった人を雇う。できるだけ経験のある人を雇うようにすること。特に子守に関しては、子供に慣れて、清潔感のある人を採用すること。使用人の場合は、一般的に契約を結ばず口約束にて雇用するケースが多い。

最初にすべての条件をよく説明し、理解させて問題のないようにしておくこと。一般的に使用人との大きなトラブルなどはあまり聞かない。しかし信用がおけるまですべての点をよくチェックし、ちゃんと管理していることを使用人にわからせておくこと。企業が雇い入れる場合などは、雇用契約で下記の事項を決めるが、個人では口約束の方が便利である。

最低賃金——一般に外国人が雇う場合は、最低賃金（月額約 1万 5,000 C F Aフラン）より割増になり、だいたい月額 2万 5,000～4万 5,000 C F Aフラン（交通費、住宅手当などすべてを含む）になる。そのほか有給休暇が月に 2日（休日を含めて年だいたい 1ヵ月）で、クリスマス手当として賞与はだいたい月額賃金の 1ヵ月分くらいである。

解雇および契約解除——法の原則として解雇などの通告を文書にて行なうように定めている。その場合は 3回の警告書をもってすぐに解雇できる。

6-2 運転手

(1) 雇用

運転手の雇用にあたっては、やはり信用しうる職場の人の紹介、または経験の豊富な人で、身元がはっきりした人を雇うこと。雇う前にいちど運転テストをしてみることに。

(2) 日常管理

安全運転を心がけるように指導して、特にスピードに気をつけさせる。そのほか洗車、車内清掃、オイル点検などをちゃんとさせ、走行日記を記入させる。

(3) 教育指導

一般的に標識などを無視する傾向があるので、スピードを出さずに、安全運転をするように心がけさせる。事故への対応（連絡方法、処置）を確認しておく。

(4) その他の留意点

6-3 メイド／サーバント

(1) 仕事の種類と人数

家族の人数が少ない場合は、ひとりの者が料理、洗濯、掃除をやるケースが多い。乳幼児がいる家庭では子守を別に雇う場合もある。

(2) 雇用

雇用前に必然的にエイズ検査を受けさせる。そのうえに、いちおう 2ヵ月間のテスト期間をおき、よければ正式に採用するようにした方がよい。

(3) 日常管理

メイド／サーバントには最初に仕事の割当てをよく指導し、特に日本の包丁

の使い分けなどを説明する。メイド／サーバントにユニホームを供給した方がよい。

6-4 庭師、ガードマンなどの雇用

(1) 雇用

一般にガードマン、庭師の仕事はひとりの者にやらせている。やはり知人の紹介などによる、身元のはっきりした人を雇用すること。

7. 交通事情

7-1 交通手段

(1) 一般事情

① 道路、鉄道、航空の現状

当国は面積の小さな国であり、当国を横断するルート（トーゴとの国境からナイジェリアとの国境まで約 130キロメートル）は舗装されている。

縦断にあたっては（コトヌーからニジェールとの国境まで約 750キロメートル）、一部を除いて（約20キロメートル）舗装されている。

一方、鉄道はベナン・ニジェール共有鉄道会社があり、コトヌー～バラクー（約 430キロメートル）まで客貨車が毎日 2、3便出ている。しかしながら、客車は各駅停車であり、約 9時間かかる。

航空では、国際線は西アフリカ11ヵ国の共有体のエアー・アフリカが西アフリカから中央アフリカ、南アフリカ、ヨーロッパ、それにアメリカに飛んでおり、ヨーロッパからはUTAフランス航空、サベナ・ベルギー航空（SN）が入っており、アエロフロート（SU）がコトヌー～モスクワを飛んでいる。そのほかにブルキナ航空、カメルーン航空、ナイジェリア航空、ガーナ航空、ガボン航空も入っている。

国内線はない。（チャーター機は可能）

② 自動車交通と輸送事情

コトヌー市内は最近、車の台数が多くなり、交通渋滞が場所によってみられる。市民の交通手段は、コトヌー市内では乗り合いタクシー、またはオートバイタクシーがもっとも多く利用されている。乗り合いタクシーは、最初の客の目的地を優先し、その途中でほかの客を拾うので時間がかかる。その点、オートバイタクシーは、行き先に直接連れて行ってくれるし、値段の交渉もできるので、現地の人々は特に多く利用している。しかし、バイクの事故が多いので、使用を避けるべきである。

コトヌー市内から地方へは、大型バスまたはマイクロバスが走っている。

ホテルや空港でハイヤーのチャーターができ、だいたい 1日 8時間平均で、コトヌー市内だけなら約 1万 5,000 CFAフランくらい（運転手付き、燃料代込み）である。そのほか、タクシーを目的地に行くために借りたり、または 1時間単位でも借りることができる。値段は事前によく運転手と交渉すること。

③ 交通機関利用上の留意点

バス、タクシー、自家用車を問わず、走行中に整備不良に起因すると思われる故障で、路上に立ち往生しているのがよくみられる。事故も多いので、特に長距離にはできるだけ利用しない方が賢明である。

(2) 自家用車を利用する場合

下記のような状況により、自動車の運転は道順、道路状況をよく知り、独特な交通マナー、通行要領などを十分に把握できてから運転した方がよい。

日本での交通規則、マナーが通用するとは限らない。

日本と反対の右側通行（車は左ハンドル）である。

小型オートバイが異常に多く、無秩序に走り回る。

灯火不良など、整備不良車が多い。

悪路が多い。路肩に砂、水たまりでは穴があっても確認できない。

昼夜を問わず、故障車が路上で立ち往生していたり、または指示機なしで駐車している。

信号、交通標識など交通規則を守らない、または知識の乏しい運転者および歩行者が多い。

(3) レンタカーなどを利用する場合

レンタカーはない。

(4) 道路地図

ベナン全図が1枚になっているのは、書店で入手できる。コトヌー市内の地図(略図)は、ホテルや観光案内所などで入手できる。

7-2 交通事故

(1) 対処方法

交通事故の場合、たいした破損または人身事故でなければ、示談に持ち込む方が話が早い。警察を呼んで、実地検証などをしてもらおうと双方が5,000CF Aフランずつ払わなければいけないし、警察がくるまで車を動かさない。(住居にして警察がすぐこない場合が多い)

民主化以来、保険会社からの損害賠償の手続および実行は案外スムーズに行なわれるようになってきている。示談の場合は、相手の身分証明書、免許証、車の登録証などをよく記録して、その場所でできたら第三者に証人になってもらっておくとよい。

(2) 救急病院

コトヌー市内には、ポリクリニック・ココティエまたはクリニック・ボニーなどの24時間態勢の個人病院があり、緊急手当てができる。

(3) 盗難

駐車時にしっかりと鍵をかけておく。あまり盗難は聞かないが、念のために総合保険に入れば安心である。

7-3 交通違反

(1) 交通法規

各信号ではやはりシグナルを守らなければ、たまに警察のチェックにかかり、即時に罰金を払わなければならない。一方通行でも通りのはずれに警察官が控えていることが多いので、守るべきである。

(2) 対処方法

交通違反などで車がレッカー車で警察署などに持って行かれた場合、なるべく早く引き取りに行くこと。1日の保管料が高い。

7-4 車の修理

(1) 部品

いちおうフランス車の部品は代理店があるので、ほとんど入手できる。日本車の場合も、トヨタ、ニッサン、三菱などは代理店で部品が入手できるが、モ

デルによって、または代理店の扱っていない車の場合は、入手がきわめて困難である。

(2) 修理工場

輸入代理店では、部品販売およびアフターサービスも行なっている。ほとんどの車が町の修理屋で修理できるが、代理店のサービス工場の方が信頼できる。

ターボエンジン車、オートマチック車、電子制御装置付きなどの車の持ち込み、または購入は、修理技術上のこともあり、避けた方がよい。

8. 通 信

8-1 電 話

(1) 一般事情

いろいろな国からの援助、借款などでだんだんと電信通話部門が向上しつつある。コトヌー市内も、地域によっては新設に時間がかかる場合もあるが、電話架設の申請書させ出しておけば新設できる。新設工費は 8万 C F A フランクくらいかかる。

(2) 国内電話

ダイヤル直通でかけられるが、回線が少なくむずかしい。国内の地方都市に電話する時は、交換を通した方が早い。

コトヌー市内の空港、郵便局前などに公衆電話ボックスがあり、100 C F A フランのコインまたはカードで利用できる。

(3) 国際電話

コトヌー市内からはダイヤル直通でかけられる。日本までもだいたいすぐにつながり、問題はない。かえって、隣国のトーゴやアビジャン（コートジボアール）に電話するのに時間がかかる。

日本までの通話料金は 1分間 2,420 C F A フランで、フランスまでは 1分間 1,201 C F A フランである。日本大使館のあるアビジャンまでは、1分間 780 C F A フランである。

日本への通話は、例えば J I C A 本部へかける場合は、00-81-3-3346-5311 となる。

8-2 電 信

(1) テレックス

テレックスは電信電話局（年中無休）から発信できる。料金は日本まで 1分間 2,440 C F A フランである。

(2) ファクシミリ

ファクシミリ機を準備し、自宅でも事務所でも電話機に設置して、その旨電信電話局に文書をもって通知すること。使用料金は電話通話料金とまったく同額である。

(3) 電 報

日本まで 1報につき 195 C F A フランである。最低料金は 7語である。

8-3 郵 便

(1) 一般事情

郵便物は宅配されないので、私書箱のある郵便局に取りに行く。コトヌーには中央郵便局以外に 5ヵ所の支所があり、業務を分散している。支所によっては私書箱の確保がむずかしい場合もある。私書箱を借りる時に鍵代などの諸経費を含めて 5,600 C F A フラン支払う。（年間使用料は 5,000 C F A フラン）

書留または小包などは私書箱に案内メモで通知されるので、その通知書と身分証明書を持って引き取りに行くこと。小包の場合は通知書が私書箱に投函された日から数えて 6日以後からは、1日ごとに保管料をとられるので、できる

だけ早く引き取りに行くこと。最近はEMS（DHLと同様の業務サービス）という宅配便もあり、日本までも書類などを送付できる。

航空便

日本まで	絵はがき（封筒なし）	160 C F Aフラン
	手紙 5グラム	345 C F Aフラン
	10グラム	470 C F Aフラン
	15グラム	595 C F Aフラン
フランスまで	手紙10グラム	190 C F Aフラン
アメリカまで	手紙10グラム	340 C F Aフラン
ベナン国内	手紙	125 C F Aフラン
第三種郵便（25グラム～1キログラムまで）		
日本まで	25グラム	375 C F Aフラン
	100グラム	750 C F Aフラン
	1キログラム	6,340 C F Aフラン
小包（1～10キログラムまで）		
日本まで	1キログラム	8,285 C F Aフラン
	5キログラム	2万 7,045 C F Aフラン
	10キログラム	4万 9,350 C F Aフラン

(2) 課税

一般的に個人使用のための小包には、課税されない。ただし、引き取る時にいちおう税関吏によるチェックを受けなければいけない。

9. マスコミ

9-1 新聞

(1) 主な日刊紙

「La Nation」(フランス語)がある。

その他の週刊紙として、「Le Forum」、「Tam-Tam」、「L'Observateur」がある。

(2) 本邦日刊紙

当国内では販売されていない。

(3) 欧米紙

町のなかの大きな書店または雑誌専門のキオスクなどでは、フランス語、英語またはドイツ語の新聞が何日か遅れで買える。

9-2 ラジオ

(1) ラジオ放送局

ベナン放送局があり、全国放送をしている。時間によってはフランス語またはフォン語、ヨルバ語、バリバ語などで放送される。

(2) ラジオジャパン

日本語放送はラジオジャパン短波で聴ける。23:00の放送がよく入り、アンテナをつけると受信しやすい。

(3) 任国で聴取可能なその他の外国放送

フランスからのラジオフランス・インターナショナル(RFI)放送は、FM短波でも24時間聴取できる。そのほかにも、BBC London、Voice of America、Voice of Africaなどが聴取できる。

9-3 テレビ

(1) テレビ放送局

ベナンテレビ局(ORTB)がコトヌーより全国放送している。放送時間は日によって異なるが、だいたい18:00~23:00頃までである。カラー放送である。受信アンテナを取り付ければ、隣国のナイジェリアとトーゴのテレビ放送もみられる。

(2) テレビ受信

テレビの受信方法はSECAMで、日本のテレビをそのまま持参しても、現地の放送はみられない。

10. 教養、娯楽、趣味、スポーツ

10-1 映画、演劇

(1) 映画館

コトヌー市内には3ヵ所の映画館があるが、一般市民用でクーラーもついていない。上映映画も古いものや空手、インド映画などである。むしろビデオの方が最新のフランス、アメリカ映画などを豊富に揃えている。

(2) 劇場

国立劇場はない。たまにフランス文化センターまたは中国文化センターなどで、劇が上演される程度である。

10-2 出版・書籍

(1) 一般事情

一般的にベナンで出版されている書物は少ない。ベナンに関する書籍、またはベナン人作家による出版物でも、ほとんどがフランスの出版会社で発刊されている。

(2) 書店

コトヌー市内の大きな書店（町の中央にSonaecという書店がある）では、外国雑誌、経済誌、スポーツ誌、ダイジェストなどが手に入る。以上のものはほとんどフランス語であるが、英語またはドイツ語の書物も若干ながら入手可能である。

文房具に関しては、数軒の店があり文房具の一般的なものは揃えている。

10-3 語学学習

(1) 語学学習施設

空港通りの途中に、ランゲージ・センターがあり、フランス語、英語、スペイン語、ドイツ語などがラボを使用して勉強できる。

アメリカ文化センターでは、各段階のクラスに分かれて、英語を勉強できる。

(2) 家庭教師

個人授業でフランス語、英語、ドイツ語、スペイン語などを習うことができる。

10-4 文化活動、文化施設

(1) 一般事情

邦人が少ないために、日本人による文化活動は行なわれていない。

(2) 日本・任国友好協会などの有無と活動の内容

JICAで研修を受けたベナン人の間に、JICA同窓会を発足しようという動きがあるが、まだ具体化されていない。

(3) その他の文化活動、文化施設

コトヌー市内ではフランス文化センター、アメリカ文化センター、中国文化センターで時折、映写会、音楽会などが行なわれている。

10-5 写真、ビデオ

(1) 写真

コトヌー市内には写真店がたくさんある。特にコダック、アグファ、フジカ

ラーなどを扱っている代理店があり、ほとんどの店で現像技術もよいようである。町の中央に、韓国人が経営する写真店が 2軒あり、パスポート用の写真もここで間に合う。

(2) ビデオセット

ビデオはVHSが主流であり、ベータはほとんどみられない。電気専門店にはスリー・システム、マルチ方式などのビデオデッキが揃えてある。ビデオの普及が盛んで、最近のコトヌー市内だけでも 6、7ヵ所のレンタルビデオ店がある。(1本平均 700CFAフラン)

(3) ミュージックテープ

アフリカミュージック、フランスのポップミュージック、ソウルミュージックなどいろいろなテープが町のなかで市販されており、だいたい 800CFAフランくらいから購入できる。生テープは 500CFAフランくらいから購入できる。

10-6 音楽鑑賞、演奏、民族楽器

(1) 音楽会、コンサート

アフリカ諸国からの有名なアーティストが、スポーツホールなどでコンサートをよく行なう。そのほかにもフランスからのアーティストが、フランス文化センターでたまにコンサートを開催している。

(2) コーラス、演奏グループ

当国にはカトリック教会、プロテスタント教会に属するコーラスグループがあり、アフリカの音楽を上手にアレンジして賛美歌などを冠婚葬祭の時に歌っている。各地方にも、フォークグループがあり、その地方独特のダンスなどを披露している。

(3) ピアノなど

当国にはピアノの調律師がいないが、隣国トーゴのロメにいる調律師がフランス文化センターのピアノの点検にくる時にみてもらえる。湿度も高く、保存維持がたいへんなので、ピアノの持ち込みはすすめられない。

(4) レコード

レコード専門店が町のなかに 1軒あるが、あまり多くの種類はない。

(5) 民族楽器

打楽器、木管楽器、弦楽器が多数ある。自分達でいろいろな楽器を創作しており、珍しい楽器がたくさんある。

(6) その他の楽器

10-7 手芸、絵画、美術工芸

(1) 手芸

手芸材料はフランス製のものなどが手芸店で入手できる。種類があまりなく、特に自分の好みに合うようなものを見つけるのはむずかしいと思われるので、必要なものは持参した方がよい。

(2) 絵画、美術工芸

最近、町のなかで画廊や美術工芸店をみかける。

当国の画家や手工家による美術展が、フランス文化センターなどでよく開催されている。

10-8 趣味

(1) 園芸

いろいろな種類の花木、観賞植物がある。町のはずれなどに園芸センターがあり、鉢のまま購入して、家に持って帰れる。肥料なども園芸センターで入手できる。

家庭菜園も可能であるが、丹念な手入れが必要で、季節により栽培可能でない野菜もある。できるだけあまり手入れを必要としない種類の野菜の種を日本から持参した方がよい。

(2) 釣り

海釣りは観光客用の貸船があるだけである。一般的には磯釣りである。

季節により獲物の種類が違うが、だいたい小ダイ、スズキ、小魚などが主である。

コトヌー市内に釣り道具専門店が 1軒あり、いちおうのものは入手できる。

10-9 娯楽、遊戯など

(1) 娯楽、遊戯、ゲーム

コトヌー市内には屋外の娯楽施設はない。シェラトンホテルで、女性だけのメンバーによるブリッジクラブが週 2回行なわれている。

(2) 芸能興行

諸外国からの興行がときどき行なわれている。主に西アフリカ諸国またはフランスからの興行が多い。

10-10 スポーツ

(1) ゴルフ

シェラトンホテルにショート of 6ホール、サンドグリーンがあり、打ちっ放しもできる。ホテルアレジオではショートとミドル of 9ホールのサンドグリーンがあり、専門のコーチもいて、レッスンも受けられる。

ゴルフ用具の現地調達は一切できないので、すべて持参すること。

(2) テニス

コトヌー市内には個人会員制のテニスクラブがある。そのほかにも国連クラブのなか、シェラトンホテル、ホテルアレジオなどのなかにもテニスコートがある。ボール、ラケット、靴も現地で調達できるし、ガット張り替えもスポーツ用具専門店、またはテニスクラブのなかでやってもらえる。

(3) 水泳

たいていのホテルにプールがついており、誰でも料金を払えば利用できる。ギニア湾に面したエルドラドプールは、プールで泳いだり海で泳いだり（プライベートビーチ）できるようになっている。しかしながら、大西洋の荒波が押し寄せるので、海水浴は避けるべきである。

(4) その他のスポーツ、用具、ウェア

国連クラブのなかでは乗馬もやっている。町のなかにジムセンターも 2ヵ所

あり、誰でも利用できる。

(5) スポーツクラブなど

フランス人がよく利用している小さなヨットクラブがあり、ヨット、テニス、卓球などができるようになっている。また、国連クラブで、乗馬、テニス、バレーボールなどができる。

10-11 風俗営業

コトヌー市内にあるホテルにはだいたいバー、ディスコが備わっている。そのほかにも町のなかにジャズクラブ、ディスコなどが数軒ある。

10-12 子供の遊び

子供の遊び場というものはなく、プールに連れて行ったり、週末の海辺のピクニックなどに限られている。

11. その他のサービス

11-1 美容院

美容院またはビューティクリニックが最近増加している。フランス人経営による美容院もあるし、シェラトンホテルのなかにも美容院がある。パーマ代金は店により異なるが、だいたい 1万 5,000～2万 CFAフラン（1992年 9月現在）くらいである。

11-2 理髪店

美容院と同じ状況である。ただし、美容院でも理髪でき、だいたい 0,000 CFAフランくらいである。

11-3 日本より持参の方がよい美容・理髪用品

散髪用ハサミ、パーマ液、日焼け止めクリームなどは持参の方がよい。化粧品なども当地でフランスからの輸入品が入手できるが、やはり自分に合った、ふだん使用しているものを持参の方がよい。

12. 観 光

12-1 地方旅行上の留意点

自動車で地方を旅行する場合は、夜間に路上に障害物がおかれているとか、検問を装った強盗が出るとかの話もあるので、夜間の運転は避けるべきである。コトヌーから北部に通じる主幹線は特に大型輸送トラックの通行が夜間に多く、往々にして事故がある。

12-2 主要観光地・保養地ガイド

当地の観光案内所またはホテルなどで、観光パンフレットが入手できる。コトヌーから約25キロメートルくらいのところに、水上生活者のガンビイエ集落（人口約2万人くらい）があり、観光船が毎日1時間おきくらいに出ている。そのほかには、ブルキナ・ファソとの国境近くにバンジアリ自然国立公園（コトヌーから約600キロメートルくらい）があり、野生動物（カバ、ゾウ、ライオンなど）がみられる。時期により（だいたい12～4月頃まで）、ハンティングも可能である。

12-3 旅 行

(1) 自動車

全国の道路網は、コトヌーよりの主幹線は舗装されているが、そのほかはまだでこぼこ道路も多い。ガソリンスタンドは各地区都市にあり、給油に不安はない。携帯必需品としてはポリタンク、水筒、食料、救急箱、それにトイレトペーパーなどがあげられる。

(2) バス

コトヌーからほとんどの各地方都市へ大型バス、または乗り合いミニバスが出ているが、出発時間がはっきりしておらず、あまりすすめられない。コトヌーから北部のナティテングウまで片道約1万CFAフランくらいかかる。

(3) 鉄道

コトヌーから中央部のバラクーまでの客貨車がある。1等車もあるが、なにしろ各駅停車で約430キロメートルくらいの距離に9時間ほどかかる。料金はコトヌー～バラクーが1等寝台車で片道約1万CFAフランである。

(4) 航空機

利用者が少なく、国内線の定期便はない。しかしチャーター便は可能である。

12-4 エージェント

コトヌー市内にはいくつもの旅行代理店があり、国内観光のアレンジ（車の賃貸、またはグループ旅行など）をしたり、国外のサービスも取り扱っている。代理店によっては、航空券をそこで購入すると空港までの送迎を代理店の車でやってくれるので、場合によっては非常に便利である。

12-5 ホテルなど宿泊施設の手配

ときにコトヌー市内のホテルは満員になることもあるので、予約を入れておいた方が安心である。地方都市のホテルの予約は、当地の旅行代理店に頼めばやってくれる。

13. 治安、緊急時の心得

13-1 暴動、クーデターなど

(1) 緊急時の連絡

一般的にいまのところ治安はよい。しかしながら、クーデターなどは予測できることではないので、ふだんから十分に注意するにこしたことはない。

暴動・内乱などの緊急事態が発生した場合は、当地には日本公館がないので、ラゴスカアビジャンの日本大使館に連絡する。

13-2 強盗、盗難

(1) 一般的治安状況

コトヌー市内の外国人が住んでいる住宅街などでの強盗などの犯罪は、あまり聞かない。たまに夜、車を車庫に入れずに路上駐車して盗難にあった場合があるので、駐車に気をつける。

(2) 防犯対策

一般的に住宅街に住んでいる場合、ガードマンを雇って、防犯用外灯を備え、戸締まりをしっかりとすれば、まず問題ないであろう。

念のために番犬を飼っている家も多い。信用できるガードマンを雇うことが肝要である。

(3) 被害時の心得

できるだけ相手に反撃しないで、いうことを聞き、相手の要求に従い、金品、物品の被害にとどめる。被害届はすぐ警察に出すこと、また大使館にも連絡すること。

13-3 火災、風水害、地震

(1) 一般的災害発生状況

コトヌー市内では住宅街に居住している限り、自然災害の問題は聞かない。ただし、地方によっては大雨季のシーズン（5～7月）に川が氾濫したり、洪水のケースがみられる。コトヌー市内でもラグーン地帯は床下浸水などの災害がある。

火災もほとんど聞かない。ただ燃料としてプロパンガスを使用しているために、その取扱いにだけは十分に注意した方がよい。

(2) 防災対策

緊急時の搬出に備えて、貴重品（旅券など）は1ヵ所にまとめて保管すること。

火災に備えて消火器を設置しておくこと。

(3) 被災時の心得

ただちに警察に報告し、大使館にも連絡する。

14. 出入国手続および帰国手続

14-1 入国時

(1) 空港施設概要

図 1を参照されたい。

到着後はトランジット客はトランジットホールに案内され、到着客は到着ホールの方に誘導される。到着ホールに着いたら、まず予防接種カードを検疫員にみせ、その後移民局カウンターに行き、入国カード、パスポートを提示し、入国審査をすませる。その後荷物を引き取り、税関カウンターにて検査を受ける。これで入国にかかる手続は完了である。

(2) 入国手続書類

機内で配布される入国カードにあらかじめ記入しておくこと。検疫検査には予防接種カードをみせれば、黄熱病の予防注射だけを調べる。税関では若干の質問をされることもあるが、荷物を開けてみせる程度の検査である。

(3) 入国審査

記入済みの入国カードとパスポートを移民局カウンターに出す。ここで入国ビザのチェックを受け、パスポートに移民局の入国スタンプを押してもらう。到着後、短期・長期専門家は関係省を通して滞在許可証を申請する。滞在許可証は通常 1年が最高で、毎年更新してもらえる。

移民局カウンターを通り抜けると、荷物引き取り所がある。万一荷物が紛失してみつからない場合、すぐ横にクレームカウンターがあるので、荷物の半券を示してクレームをつけること。

(4) 税関検査

一般に、日本人に対してそんなにきびしいチェックをしない。税関吏のいるカウンターの上に荷物をおき、自分で開けて調べてもらう。日本食の場合など質問を受けることがあるが、日本からの食料品だと説明すれば問題ない。

チェックが終了したら、必ず荷物の上にチェック済みの証明のためにチョークで印をつけてもらう。ホールの出口には、荷物に印がついているかどうかを調べる検査員が立っている。

(5) 空港内での留意点

(6) 空港からのトランスポートーション

シェラトンホテルに泊まる場合は、ホテルの車が空港にきているので、乗車できる。空港からシェラトンホテルまでは車で約 5分くらいの距離である。あらかじめ関係省に到着を知らせておき、出迎えを頼んでおくのもよい。

何かの事情で出迎えがない場合は、タクシーを利用することとなる。空港と市内中心部（約 7キロメートル）間はだいたい 1,500～ 2,000 C F Aフランである。乗車前にはっきりと値段を運転手と交渉すること。夜間や早朝は金額は決まっておらず、運転手との交渉になるが、料金は割増となる。

(7) その他の留意点

コトヌー空港は小さな空港で、通常ほとんど問題なく通過できる。外貨持ち込みについてもきびしい制限はない。

14-2 出国時

(1) 出国時の概要

図 1 を参照されたい。

まず出国ホールに入る前にカウンターに警察官がいて、パスポートと航空券をチェックする。出国ホールに入るとすぐに税関カウンターがあり、チェックインする荷物だけのチェックを税関吏から受ける。そのままチェックインカウンターに進み、荷物のチェックインをすませる。出国カードの記入をすませ、出国税のための収入印紙（1人 2,500 C F A フランで大人・子供同額）を買い、移民局の入口のカウンターの係員にパスポート、航空券と収入印紙を提出する。

その後、検疫所があり、予防接種カードをみせ、その次に移民局カウンターでパスポートと出国カードを提出して、手続を終了する。最後に税関吏がいて、手荷物を全部開けてのチェックがある。その後、ドアを開けると、待合室になっている。

(2) 出国手続上の留意点

外国人の場合、出国のために、前もって移民局に行き、パスポートに出国許可証のスタンプを押してもらうこと。（手続は無料である）1年間の滞在ビザを持っていれば、その有効期間内であれば再度出国、入国しても問題ない。

14-3 帰国手続

(1) 帰国時に必要な事務手続

帰路変更の場合は、J I C A の承認文書を添え、日本大使館でパスポートの渡航先国の追加手続をする。必要ならば、渡航先国のビザを取得する。

(2) 車の処分

中古車はいろいろなところに広告を張っておけば、比較的簡単に売却できる。売却処分の場合は、事前に余裕を持って予約売却などの処分手配をした方がよい。

(3) 家財道具の処分

家財道具もリストアップして、大きなスーパーマーケット、書店などの入口に掲示板があるので、そこに張っておくと買い手が連絡してくる。これも事前に十分に余裕を持って行なうことが望ましい。

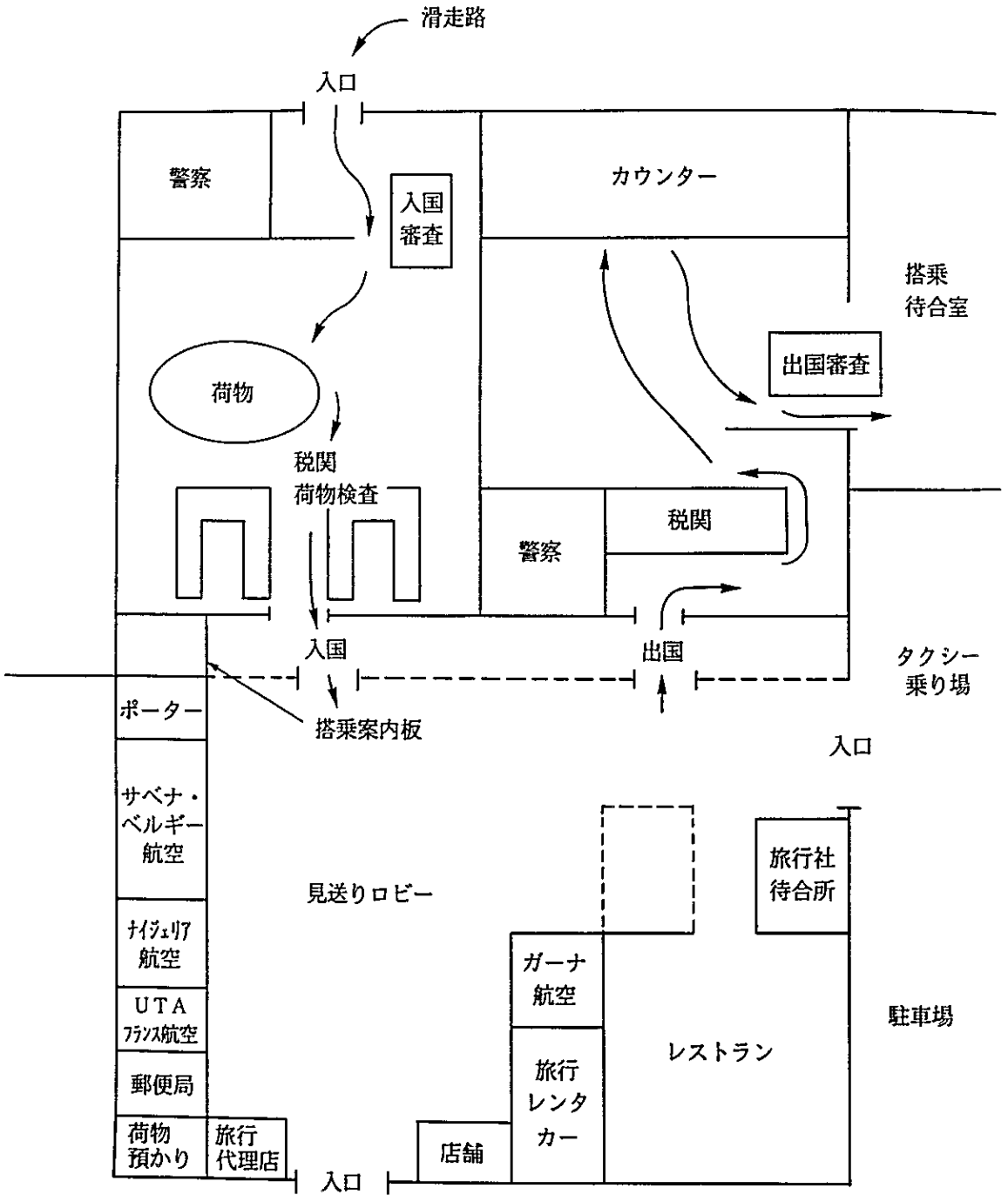
(4) 住宅の明け渡し

入居時の家主との契約書に従う。通常、3ヵ月前に明け渡しの通告書を家主に出す。明け渡し前に家のなかに破損などがなければ、3ヵ月分の保証・担保金は払い戻してくれるか、あるいは最後の3ヵ月分の家賃を払わなくてもよいことになる。

(5) 銀行口座の閉鎖

全額引き出し、閉鎖通告の手続をすれば完了となる。フランス・フランに関しては、外貨口座からの持ち出しは問題ない。

図1



15. 私財の輸送、引き取り、購入

15-1 家財道具

(1) 輸送業者

SBEM

住所 Bld. de la Marina

電話 31-21-19、31-23-57、31-22-41

SCAC、Delmas、Trancap-Benin (3社合同)

住所 Route du PLM, Akpakpa

電話 33-11-78、33-11-98、33-16-11

両社ともコトヌーでは信頼できるエージェントで、通関手続および陸上輸送を安心して依頼できる。両社とも日本の会社と業務提携しているため、本邦において購送手配を行なえる。SBEMの日本の提携会社はサガ・ジャパンで、SCACはスカック・ジャパンである。

(2) 輸入手続

必要書類は船積み書類一式 (Connaissance、Facture、Liste de Colisage など) と免税証明書 (Lettre d'Exoneration) である。

免税手続は着任後、配属先機関に依頼して税関のための免税証明書を手配してもらう。免税証明書は貨物到着前に取得しておいた方がよいので、船積み書類のコピーが届き次第、配属先機関にそれを渡して、すぐに手続をしてもらう。免税証明書の確保にかなりの日数 (順調にいったらいい 2～3週間はみておくこと) がかかるので、敏速なる行動が求められる。

(3) 家財道具の購入

15-2 自動車

(1) 一般状況

新車の輸入が緩和され、コトヌーで新車が購入できる。日本製の四輪駆動車も輸入されている。日本からの輸送、税関などの引き取り労力を考慮すると、現地で購入するのもよい。

スペアパーツも代理店または市内のスペアパーツ店で入手できる。

価格は次のとおりである。(1992年現在)

トヨタランドクルーザー II、2,800ccディーゼル

10人乗り 約 650万 C F A フラン

5人乗り 約 585万 C F A フラン

(ともに税、付加価値税抜き)

(2) 輸入手続

新車輸入に必要な書類は Connaissance、Facture、Liste de Colisage、免税証明書である。

前述の 2社に頼めば、上記の書類が揃っていれば、平均手続所要日数はだいたい 5日～1週間である。費用総額は通関手続料、保管料、陸上輸送料を含み、およそ10万 C F A フランほどである。

(3) 任国での購入

フランス車（プジョー、ルノー、シトロエン）、日本車（トヨタ、ニッサン、三菱、スズキ）などは代理店である程度のストックがあるようで、入手できる。また主にフランスからヨーロッパ車、日本車などの中古車（日本でなら廃車に近い車がほとんどである）も輸入販売されていて、購入可能である。ほとんどは乗用車で価格は80万～200万CFAフランくらいである。できるだけスペアパーツが市中ですぐに入手できる車を選ぶことが肝要である。

(4) 自動車登録

通関手続の後、運輸局に外務省からの確認書類（これを取得するためには、関係省の大臣の許可証レター、保険書、免税証明書のコピー、税関の申告書コピーが必要である）を持参すれば、その日にプレート番号がとれる。路上を走行するために必要な書類は、だいたい1週間くらいで取得できる。

(5) 免許証取得

国際免許証を持参してくれば、それを使用すること。ベナン国内免許証に切り替えるためには、自動車の若干の構造基礎知識、交通規則と実技のテストを受けなければならない。

(6) 保険、税金

ベナンではすべての車両は保険に加入することが義務づけられている。保険には以下のような種類があって、このなかのどれかひとつに加入すればよい。

Tier Simple（第三者対物保険）

年間5万～8万CFAフラン（車の馬力により異なる）

Tier Simple/Incendie/Vol（第三者対物、火災、盗難）

料金は車両見積額により異なる。

Tier Simple/Personne Transportee（第三者対物、乗客保険）

料金は車両見積額により異なる。

Tout Risque（総合保険）

新車に限り、料金は車両見積額により異なる。

普通、このうちの第三者対物保険に加入する人が多い。しかしながら万一に備えて、総合保険に加入することをすすめる。

16. 社 交

16-1 風俗習慣

16-2 パーティでの留意点

16-3 来客時の留意点

16-4 訪問時の留意点

16-5 禁止されている言動

17. 任国官公庁

ベナン政府には、下記の省庁がある。

- Presidence de la Republique TEL 30-02-28、30-11-83
Secretariat d'Etat charge de la Coordination de l'Action Gouvernement-
ale TEL 30-02-28、30-11-83、30-07-78
Ministere des Affaires Etrangeres et de la Cooperation
TEL 30-11-21、30-12-32、30-19-43
Ministere charge des Relations avec le Parlement et Porte Parole du
Gouvernement TEL 30-09-39、30-08-13
Ministere du Commerce et du Tourisme TEL 31-52-58、31-54-02
Ministere de la Culture et des Communication TEL 31-22-27、31-43-34
Ministere de la Defense TEL 30-05-36
Ministere du Developpement Rurale et de l'Action Cooperative
TEL 30-04-96、30-04-10
Ministere de l'Education TEL 30-06-61、30-19-91
Ministere de l'Emploi, du Travail et des Affaires Sociales
TEL 31-31-12、31-32-71
Ministere de l'Energie, des Mines et de l'Hydraulique
TEL 31-32-98、31-34-87
Ministere de l'Environnement de l'Habitat et de l'Urbanisme
TEL 31-46-33、31-46-64
Ministere des Finances TEL 30-10-20
Ministere de la fonction Publique et de la Reforme Administrative
TEL 31-31-12、31-32-71
Ministere de l'Industrie et de la Promotion Des Petits et Moyennes
Entreprises TEL 30-10-20、30-03-73
Ministere de l'Interieur, de la Securite Publique et de l'Administra-
tion Publique TEL 30-11-06、30-19-96
Ministere de la Jeunesse et des Sports TEL 31-46-00、31-46-14
Ministere de la Justice et la Legislation TEL 31-31-46、31-31-47
Ministere du Plan et la Restructuration Economique
TEL 30-00-30、30-05-41
Ministere de la Sante Publique TEL 33-04-64、33-08-70

18. 在外日本関係機関など
ない。

19. 地方都市

任国情報をご利用の皆様へ

この任国情報は、国際協力のために赴任されるJICA長期派遣専門家、JICA職員等の方々に、任国での生活上必要な最新の情報を提供する目的で作成されました。

本書の原データは国際協力総合研修所内のデータベースに蓄積されており、新しいデータが入手され次第、逐次更新できるシステムにしております。

現在までに、下記の国々について任国情報が整備されております。

なお、政府技術協力のために赴任するJICA役職員および派遣専門家は、技術協力協定や要請文書などの外交関係により、任国への入国および滞在にあたって特別の条件が付され、一定の義務が免除されるなどの特権が付与されています。本情報はこれらの条件に基づいた赴任マニュアルです。したがってご利用はJICAの用務による業務渡航者に限らせていただいております。

また、本情報は外国人専門家という特殊なステイタスによる生活ガイドであって、それぞれの国の人々の一般的な暮らしを紹介するものではありません。各国の一般的な各種事情については、JICA図書館に多数資料をそろえておりますので合わせてご利用ください。

アジア地域

1. バングラディシュ
2. ブータン
3. ブルネイ
4. 中華人民共和国
5. インド
6. インドネシア
(ジャカルタ、バドゥン、ジョグジャカルタ、メダン)
7. 大韓民国
8. ラオス
9. マレーシア
10. ミャンマー
11. ネパール
12. パキスタン
13. フィリピン
14. シンガポール
15. スリ・ランカ
16. タイ (バンコク、チェンマイ、コソケソ)

中近東地域

1. アルジェリア
2. バハレーン
3. エジプト
4. ジョルダン
5. クウェイト
6. モロッコ
7. オマーン
8. カタル
9. サウディ・アラビア
10. スーダン
11. シリア
12. テュニジア
13. トルコ (アンカラ、イスタンブール)
14. アラブ首長国連邦 (ドバイ)
15. イエメン

太平洋地域

1. フィジー
2. キリバス
3. ミクロネシア
4. パラオ
5. パプア・ニューギニア
6. ソロモン
7. ヴァヌアツ
8. 西サモア

欧州地域

1. ポーランド

アフリカ地域

1. ベナン
2. ブルンディ
3. カメルーン
4. コモロ
5. エチオピア
6. ガンビア
7. ガーナ
8. コートジボアール
9. ケニア
10. リベリア
11. マダガスカル (アンタナリボ、ティエゴ・ヌビス)
12. マラウイ
13. モーリシャス
14. モザンビーク
15. ニジェール
16. ナイジェリア
17. ルワンダ
18. サントメ・プリンシペ
19. セネガル
20. セイシェル
21. ソマリア
22. タンザニア (ダカエスサラム、ザンバワ)
23. トーゴ
24. ザイール
25. ザンビア
26. ジンバブエ

中南米地域

1. アルゼンティン
2. ボリヴィア (ラ・パス、サンタクルス)
3. ブラジル
(ブラリア、サンパウロ、リオデジャネイロ、レンジャ、ポルトアレグレ、ベレン)
4. チリ
5. コロンビア
6. コスタ・リカ
7. ドミニカ共和国
8. エクアドル
9. グレナダ
10. グアテマラ
11. ホンデュラス
12. メキシコ
13. パナマ
14. パラグアイ (アスンシオン、エンカルナシオン)
15. ペルー
16. セント・ルシア
17. トリニダード・トバゴ
18. ウルグアイ
19. ヴェネズエラ

任国情報コメント用紙

本書をより使い易いものとするために、皆様からの貴重なご意見（説明不足、間違い、誤字、脱字、ご要望など）をお待ちいたしております。ご記入に際しましては、任国情報に関する事のみ具体的にご指摘くださるようお願いいたします。

【送付先】 〒162 東京都新宿区市谷本村町10-5
 国際協力センタービル
 国際協力事業団国際協力総合研修所
 技術情報課 任国情報係

国名		年度	年版
----	--	----	----

氏名		年齢	歳	性別	男・女
利用区分	所属(担当)部課名	指導科目	派遣期間		
JICA役職員		/	/		
JICA専門家等					
その他		(所属先)	(当該国での滞在期間)		
住所					
電話番号		日付	年	月	日

ページ	行	内 容

国 総 研 記 入 欄				
記 事	技術情報課確認印			
	データベース修正処理	課長	代理	担当
	月 日	月 日	月 日	月 日

